

西小岩六軒島町会会則

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条

本会は西小岩六軒島町会と称する。(以下単に六軒島町会と略称す)

(区域と構成)

第 2 条

本会は六軒島町会内に住所を有する住民及び法人をもって構成する。

其の区域は江戸川区西小岩一丁目 7 番から 20 番まで、西小岩二丁目 16 番の一部・18 番の一部・19 番・20 番、西小岩三丁目 21 番、又は旧小岩三丁目のうち総武線以北の全域とする。

(事務所)

第 3 条

本会は江戸川区西小岩一丁目 18 番 8 号(六軒島町会会館)に事務所を置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 4 条

本会は会員相互の親睦及び扶助を図ると共に安全・安心・快適な街づくりを目的とする。

(事業)

第 5 条

本会は前条の目的達成のため次の事業部を設けそれぞれの事業を行う。

(1)防 災 部

防災パトロール、その他防災に関する事業の企画・開催。

(2)青 少 年 部

子ども及び青少年の健全育成に関する事業の企画・開催。

(3)環 境 部

清掃美化、資源回収、その他生活向上に関する事業の企画・開催。

(4)防犯交通部

交通安全運動、防犯パトロール、歳末警戒その他防犯交通に関する事業の企画・開催。

2 その他必要な事業を実施する際は役員会にて協議・決定する。

第 3 章 会 員

(会員及び賛助会員)

第 6 条

第 2 条に定める区域に住所を有する個人は、すべて本会の会員になることができる。

2 団体又は前項に該当しない個人にあっては、本会の事業を賛助するため、賛助会員になることができる。

(入会)

第 7 条

会員又は賛助会員になろうとする者は、細則の定める方法により、会長に届けるものとする。

2 本会は正当な理由のない限り、区域に住所を有する個人の入会を拒めない。

3 本会は区域に入居した個人又は団体に対して、本会の趣旨を説明し入会の案内をおこなうものとする。

(退会)

第 8 条

会員又は賛助会員が、退会しようとするときは会長に届け出なければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する会員は退会したものとみなす。

(1)区域に住所を有しなくなった会員

(2)会費を 1 年以上滞納し、かつ催告に応じない所帯の会員

3 第 1 項及び前項(1)の場合においても賛助会員となる事は妨げない。

(除名)

第 9 条

会員又は賛助会員が本会の設立の趣旨に著しく違反した行為をなし、又は本会の名誉を著しく毀損する行為をなしたときは、総会において出席会員の4分の3以上の多数によりこれを除名することができる。

第 4 章 役 員

(役員)

第 10 条

本会に次の役員を置く。

- (1)会 長 1 名
- (2)副会長 若干名
- (3)会 計 2～3名
- (4)総 務 若干名
- (5)理 事 50名以内
- (6)監 事 2 名
- (7)顧 問 若干名

(相談役)

第 11 条

本会に会長の推薦により相談役を置くことができる。

(役員を選出)

第 12 条

- (1)会長、監事は総会において選出する。ただし、選挙及び総会に出席した会員の3分の2以上の同意があれば指名推薦の方法によることができる。
- (2)副会長、会計、総務、理事は会長が指名し役員会で承認する。
- (3)顧問は会長の推薦により役員会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員任期)

第 13 条

- (1)会長の任期は二期4ヶ年とし三期までを上限とする。
- (2)その他役員任期は顧問を除き一期2ヶ年とし再選を妨げない。また、期中に選任された役員任期は期末とする。

(役員職務)

第 14 条

役員職務は次のとおりとする。

- (1)会長は任務を統括し会を代表するとともに、総会及び役員会の議長と成る。
- (2)副会長は会長を補佐し会長に事故あるときは会長の職務を代行する。
- (3)会計は本会の会計を担当する。
- (4)総務は本会の総務を担当する。
- (5)理事は会長の指示を受けて業務を分担し、進んで会務の処理に協力する。
- (6)監事は本会の事業及び会計を監査する。
- (7)顧問は会長の要請があったときは役員会に出席し重大な事項について適切な助言を行う。

(解任)

第 15 条

役員が次の各号のいずれかに該当するときは、会長及び監査については総会の決議により、その他の役員については役員会の決議により、これを解任することができる。

- (1)心身故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2)職務上の義務違反、その他役員たるに不適しい非行があると認められるとき。

第 5 章 組 織

(区・組)

第 16 条

本会に第5条に掲げた事業部の他に、事務連絡上地区の組織を若干の区に分割し、さらに区を適宜の隣組に分割する。

- (1)各区に若干名の代表者を置き連絡を委嘱する。
代表者の中心者を区長とし、代表者を副区長とする。
代表者は会長が委嘱する。

(2)隣組内の互選により組長1名を置き組内の事務連絡をなす。

(3)組長の任期は組内の申し合わせによる。

(他団体及び各種役員)

第 17 条

本会は地域の諸組織（ボランティア団体や

NPO等)及び各種関係委員と協力して本会の目的の実現に努める。

(連合組織)

第 18 条

本会は広域問題に対処するため、町会・自治会の連合組織に参加し、連絡調整を行うものとする。

(会議)

第 19 条

本会の会議は総会、役員会とする。

(1)総会は定時総会と臨時総会とする。

(2)役員会は定時役員会と臨時役員会とする。

2 本会運営上必要な会議は別途細則で定める。

第 1 節 総 会

(総会の構成)

第 20 条

総会は会員をもって構成する。

(総会の機能)

第 21 条

総会は次の事項を審議する。

(1)事業計画の承認及び収支予算に関すること。

(2)事業報告及び収支決算報告の承認に関すること。

(3)会則の制定改廃に関すること。

(4)会長及び監事の選任及び解任に関すること。

(5)その他、次条第2項に基づき発議されたこと。

(総会の開催)

第 22 条

定時総会は毎年1回、事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は会長若しくは役員会が必要と認めたとき、又は会員の2分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(総会の招集)

第 23 条

総会は会長が招集する。

2 会長は前条第2項に基づく請求があったときはその日から起算して20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合は、開催日から5日前までに、会員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面(回覧板)の回付を開始しなければならない。

(総会の議長)

第 24 条

総会の議長は会長が務め、副議長は会長が指名する。

(総会の成立要件及び議決)

第 25 条

総会は、会員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。

第 26 条

総会における議決権は会員一人につき1個とする。

2 総会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。

第 27 条

総会に参加できない会員は委任状により他の会員を代理人として議決権を行使できる。この場合、総会の出席会員の数に算入する。

(総会の議事録)

第 28 条

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)総会の日時及び場所

(2)会員及び役員の現在数

(3)総会に出席した会員の数及び役員の氏名

(4)議決事項

(5)議事の経過の概要及びその結果

(6)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長・副議長及び出席した会員又は役員の中からその会議において選出された議事録署名人2名以上が署名押

印しなければならない。

第 2 節 役員会

(役員会の構成)

第 29 条

役員会は役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第 30 条

役員会は次の事項を決議する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会に付議すべき事項に関すること。
- (3) その他総会の決議を要しない会務の執行に関すること。

(役員会の開催)

第 31 条

役員会は会長が必要と認めるとき、又は役員現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(役員会の招集)

第 32 条

役員会は会長が招集する。

2 会長は前条の規定による請求があったときは、その日から起算して 20 日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集する場合は、各役員に対して会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、少なくとも開催日から起算して 5 日前までに通知しなければならない。ただし、会長が緊急に開催すると認めるときは、この限りではない。

(役員会の議決)

第 33 条

役員会の議決は、出席役員の過半数をもって決する。

(総会既定の準用)

第 34 条

役員会の議長、議決権の代理行使及び議事録については、第 24 条、第 25 条及び第 28

条を準用する。この場合、同各条に「総会」とあるのは「役員会」と読み替え、「会員」とあるのは「役員」と読み替える。

第 6 章 資産及び会計

(資産)

第 35 条

本会の資産は次に掲げるものとする。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 別表に掲げる資産
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 36 条

資産は会長が管理し、その方法は役員会の議事により定める。

但し、その一部の保管を会計に委任することができる。

2 重要資産の処分は、総会の議決を得なければならない。

(会費)

第 37 条

本会の事業運営のため、夫々応分の経費を負担するものとする。

但し、特別の事情があるときは、会長は減免することができる。なお、納入された会費又は賛助会費は、其の会員又は賛助会員でなくなった場合でもこれを返還しないものとする。

(経費の支弁)

第 38 条

本会の経費は会費及びその他をもって当てる。

(会計年度)

第 39 条

本会会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 40 条

本会の事業計画の概要及び収支予算は役員会で定め定時総会の承認を得るものとする。

(事業報告及び収支決算)

第 41 条

本会の事業報告及び収支決算は、事業年度終了後 2 ヶ月以内に其の年度末の財産目録と共に、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

第 7 章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第 42 条

本会則は総会において総会員の 4 分の 3 以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第 43 条

本会は次の事由により解散する。

(1)破産したとき

(2)地方自治法 260 条の 2 第 2 項の各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき

(3)設立許可が取り消されたとき

2 本会が解散する場合の残余財産の処分については、総会員の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

第 44 条

本会が解散する場合の残余財産の処分については、総会員の 4 分の 3 以上の同意を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第 8 章 雑 則

(書類及び帳簿等の備え付け)

第 45 条

本会は事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けなければならない。

(1)本会則

(2)認可に関する書類

(3)役員に関する書類

(4)会員に関する書類

(5)会議録

(6)会員名簿

(7)資産台帳

(8)収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類

(9)各事業年度末の財産目録及び収支決算書

(10)事業計画及び収支予算書

(11)その他必要な書類及び帳簿

第 9 章 事業引継ぎ

(引継ぎ)

第 46 条

会長退任のときは遅滞なく新会長に財産目録、不動産権利書(不随書類を含む)、保険書類、預金書類、その他の重要書類とともに事務引継ぎをなすものとする。

2 前項の引継ぎは、引継ぎ目録を作成し、新旧副会長及び会計が連名で捺印し、立会人として新旧理事がこれに記名捺印するものとする。

(細則)

第 47 条

本会の運営に必要な細則は役員会の議を経て別に定めることができ、細則の設定は会員に文書にて通知することにより効力を発する。

2 本会則及び細則に定めない事項は役員会において協議決定する。

(附則)

第 48 条

本会に慶弔規定を設ける。

第 49 条

本規則は平成 18 年 9 月 17 日から施行する。

2. 本規則は令和 1 年 5 月 5 日改定する。

3. 本規則は令和 2 年 5 月 5 日改定する。

<別表－１>

本会の資産： 土地 江戸川区西小岩１－１８－８
建物 江戸川区西小岩１－１８－８（六軒島会館）

<細則－１>

本会運営上必要な会議

1. 幹部会 (1) 会長が必要と認めたときに開催する。
(2) 構成メンバーは会長、副会長、会計、総務、事業部長とする。
2. 運営会議 (1) 原則として毎月１回（第３土曜日）開催する。
(2) 構成メンバーは役員（監事・顧問は除く）、事業部部長、各種役員（民生児童委員、ファミリーヘルス、子供会会長など）